

監 査 報 告 書

令和7年5月 20日

学校法人 四日市メリノール学院

理 事 会 御 中
評 議 員 会 御 中

学校法人 四日市メリノール学院

監 事 辻家直樹

監 事 西、智

私たちは、学校法人四日市メリノール学院の監事として、私立学校法第37条第3項に基づいて同学院の令和6年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）における計算書類（資金収支計算書、事業活動収支計算書、及び貸借対照表）並びに財産目録を含め、学校法人の業務及び財産に関し監査を行いました。

監査の結果、私たちは、学校法人の業務及び財産に関する不正の行為または法令もしくは寄附行為に違反する重大な事実のないことを認めました。

以上